

## 令和4年度第3回埼玉県食の安全推進委員会 議事録

日 時：令和5年2月14日（火）10時00分～11時30分

場 所：埼玉会館 6B会議室（オンライン併用）

出席者：委員長 野澤 裕子 食品衛生安全局長  
副委員長 坂梨 栄二 保健医療部食品安全課長  
委 員 中村 禎子 十文字学園女子大学 人間生活学部 教授  
委 員 斉藤 守弘 女子栄養大学 栄養学部 教授  
委 員 堀江 正一 大妻女子大学 家政学部 教授  
委 員 森田 満樹 (一社)FOOD COMMUNICATION COMPASS 事務局長  
委 員 丸山 盛司 (一社)埼玉県畜産会 専務理事  
委 員 新 武司 (株)ヤオコー 食品安全担当部長  
委 員 橋本 勝弘 (一社)埼玉県食品衛生協会  
食品衛生アドバイザー  
委 員 廣田 美子 さいたま市消費者団体連絡会 代表

(敬称略、順不同)

概 要：

1 開会

2 委員長挨拶

3 議事

(1) 食品の臨時出店に係る取扱要領の改正について（資料1、別添1～3）

### 【事務局説明（食品安全課）】

○現在の要領が作成された経緯

・飲食店の分類については別添1を参考のこと。表の一番左側にあるとおり、固定店舗と移動店舗があり、移動店舗はさらにキッチンカーといわゆる屋台・露店の施設に分けることができる。また、黄色のセルが今回検討の対象となっている臨時出店、バザー、お祭り等のうち、反復継続性のない出店である。黄色い部分と白い部分の大きな違いは食品衛生法上の許可が必要か必要でないかということである。

・白い部分については、全て食品衛生法に基づく営業許可が必要であり、営業許可が必要だということに付随して、施設の基準、衛生管理の方法、取扱食品に係る制限などが定められており、営業者はそれを守る必要がある。

・黄色の部分については、本資料が今日現在のものなので、現在は県の要領に基づいて、衛生面について必要な指導を行っているが、本要領ができる以前は空白の部分となっており、明確な指導の基準がなかった。

・黄色の部分については反復継続性がなく、許可は不要であるが、不特定多数の人に食品を提供するという事は、他の許可が必要な業態と変わらないということで、食中毒予防のための適切な衛生管理を行う必要があった。このような状況を受け、臨時出店に係る取扱要領を作成することとなった。黄色の部分の臨時出店として取り扱い、要領に基づき、各保健所が指導して、食品衛生の確保を図ることとした。平成21年4月21日各保健所宛に要領を通知し、同年5月1日施行である。

#### ○現在の要領の概要

・本要領の目的は学園祭、夏祭り、バザー等の行事の開催に伴い、食品を提供する出店のうち、食品衛生法上の許可を要しない臨時出店について、食品衛生上必要な指導等について定め、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することである。

・要領には明記されていないが、臨時出店を行う際には概ね3日以内の出店を対象として主催者や出店者は、管轄の保健所に臨時出店届を出すよう運用している。

・概ね、年3日を超える出店をしている方は、臨時出店の対象外とする運用をしているが、臨時出店に当てはまる主催者、または出店者は管轄の保健所に臨時出店届を提出する。

・届出については内容（例：学校の学園祭、神社の祭り、自治会の地域振興等）、期間、主催者の氏名、連絡先、取扱食品を記載する。保健所は届出によって、行事、出店状況を把握し、食品衛生確保のための指導を行う。指導内容としては、健康状態の悪い人や食中毒様症状のある方は調理に従事しないこと、前日調理を避ける、よく手を洗うなど。また、作業に従事する方が、食中毒原因菌を持っていないことを確認するための検便の奨励をしている。

・取り扱い食品についても、要領の中で例示をしている。例示されていないものは取り扱ってはいけないということではなく、最終的には主催者側の判断となる。

・臨時出店届を提出してもらうことで、主催者と行政、双方の食中毒予防、危機管理対策に寄与している。

#### ○要領改正の経緯

・現在の要領に、臨時出店として扱う範囲やどのような出店を臨時出店として取り扱うかということが明記されていなかった。そのため、行事が営利的か否か、年間の出店日数、連続出店日数など、一つの要素で判断ができず、この判断による差が保健所間で生じてきたという問題がある。

・主催者や出店者側にとっても、自分たちが行う予定の出店が臨時なのか、どのように判断されているのかわからないという問題もあった。

・それらの理由から、改正が必要だということで検討を始め、全国の自治体において、どのように判断をしているか、行事の種類や目的、また、日数や出店者の参加日数について、全国調査を行い、その結果を受けて要領を改正することとした（調査結果は別添2）。

- ・改正案については、各保健所を交えて内容を協議中のものとなる。
- ・先程説明したとおり、現在の要領では、臨時出店として取り扱うかどうかという判断に差が出てきた。また利用者にとって、わかりづらい仕組みになっており、判断基準についてできる限りわかりやすく明記をすることとした。

#### ○改正案について

・食品の提供による営利を主目的としない、一時的に開催される祭礼、催事を臨時出店の対象の行事とした。規定した理由については、全国調査の結果、ほとんどの自治体で行事の種類や目的を臨時出店として取り扱うかどうかの判断基準に加えていたということがある。

・（資料1別添2）問2について回答総数114自治体のうち、102自治体が行事の種類や目的を許可不要の臨時出店として取り扱うかどうかの判断基準としている。この結果を受け、本県でもどのような行事かというのを判断基準に加えて明記することとした。

・いわゆるフードフェス等、食品の提供による営利目的の行事を対象外としたほか、他自治体の要領を参考に対象となる行事を例示として列挙した。別添3の改正案『第二 臨時出店の取扱い』にいくつか行事を列挙している。

・先程説明したが、現在の要領では明記されていないものの、概ね年3日以内の出店者を臨時出店として運用していた。しかし、3日では短いという声もあり、今回の改正を機に見直すこととした。

・今回の改正案では、3つの全ての要件を満たす出店者を臨時出店の対象とした。また、理由も次のとおり。

①出店が年間で8日以内：全国調査の平均が8.4日であったことが主な理由。明記されていないがこれまで概ね3日以内としていた日数を新たに8日以内と規定した。

②出店する行事が年間4行事以内：全国調査の結果は平均3行事であった。ただし、最頻値が4行事であったこと、1季節に1回行う行事が多いことも踏まえ、4行事までとした。

③同一行事における出店が3日以内：同じ行事で①の最大8日間出店し続けることができるのは臨時出店の範疇を超えていると考え、1行事当たりの出店日数に制限を設けることとした。一部の自治体で、8日以上の特出した数字があったが、外れ値を除いた全国平均が3日であったこと、土日祝日の3日間開催する行事が多いことも考慮し、同一行事における出店を3日以内と規定している。

・続いて、改定のスケジュールである。昨年8月から11月にかけて、各保健所における状況を確認し、保健所間で差があるということを確認した。12月から1月にかけて、全国の自治体宛に照会を行い、結果を集計したところである。そして、1月から2月に改正案の作成、検討を行っているところである。目標としては、3月に要領改正し、4月1日施行としたい。

#### ○委員からいただきたい御意見、御助言

・改正された要領は行事の主催者、出店者等が確認してわかりやすいものであるか。また、足りない事項はあるか。

- ・ 出店者の日数について理解できるものとなっているか。
- ・ 臨時出店で許可不要の出店について、御理解いただけただか。また、御理解いただけない場合には何の説明が不足しているか。
- ・ その他、何らかの御意見についていただけたら今後、改正スケジュールの中で十分参考とさせていただきます。

(委員長)

- ・ 委員の皆様から特にお願いしたいこととして最後に4点、示させていただいたが、何か御意見がありましたらお願いしたい。

### 【意見交換】

(委員)

- ・ 最後の説明の中で営利を主目的としない方々にも届出をしていただくという話だったが、営利が主目的の方々は、営業許可をきちんと取っていただくというのが大前提でよいのか。

→ (事務局) そうである。例示としてフードフェスを挙げたが、そういったイベントについては、個別の判断とはなるが、基本的には営業許可を取る必要があると考えている。

(委員)

- ・ 本要領以前の話になるかもしれないが、どのような場合に届出なのか許可なのかということと振り分けていただいた方が事業者側としてはわかりやすいということがある。先程、明示された中に催事や縁日があったが、こういった場に屋台として出店される方は今までとおりの屋台の営業許可を取るという認識でよいのか。

→ (事務局) 屋台や露店の業態を業としている方が出店する場合には、基本的には営業許可が必要になる。ただし反復継続せず、単発でイベントに出店される方は、基本的に臨時出店という取扱いになると考えている。

(委員)

- ・ あと2つあるが、日数の問題について、③同一年行事における出店が3日以内となっており、確かにそんなものだろうと思うが、別添3の2ページ目、4の(7)に前日調理は行わないこととあるが、例えば私が町内会で何か行うとなると、おそらく前日から仕込みをする。そのような場合に、前日調理とは何を示しているのか、前日の仕込みは出店日にカウントするかどうかというのが、少し気になる。
- ・ 事業者は営業許可を受け、催事の際には各保健所に御協力いただき行っているが、やはり前日から仕込むことはあるので前日調理を行わないことの定義をもう少し明記したほうがいいかなと思う。いわゆる店を出すのは3日間、前日の仕込みも別にあっていいよというぐらいが現実じゃないかというのは、個人的な感想となる。

・営利を主目的としないという話に戻るが、例えば家の近所で正月に餅つき大会をやっていたが、そういった時にお金を取らない場合には届出等も何もないとの判断でよろしいか。

→（事務局）お金を取るかどうか判断の基準になっているわけではない。判断基準の一つで反復継続してやっているかどうかで許可が変わると話をしたが、仮に、お金を一切取らなくても、臨時出店の届出としては、出していただきたいと思っている。というのも不特定多数の方に食品を提供するために、食中毒予防のために情報を把握したいということと、必要な御指導をしたいということがあるため、仮にお金を取らない出店であったとしても、積極的に届出をいただきたいと思っている。

（委員）

・わかりました。ありがとうございます。この辺の最初の件に関しては、自治体でいろいろイベントとかする中で、どのように認知を広めていくのか。おそらく家の近所の自治会の人たちは届出してないだろうと、届け出すことすら知らないだろうなと思ったので伝えていくのは大きな課題ではないかなと感じた。

→（委員長）貴重な御意見ありがとうございます。委員の1点目は飲食店の種類等が、例えば別添1で示したものを入れたほうが良いという要件でよろしかったか。

→（委員）ここの臨時出店の取扱要領は、営利を主目的としない人たちに対してとなった際に事業者の感覚からすると、どう考えても営利を主目的とする人の方が衛生管理で無茶をしかねないなと思ひ、その人たちに対して何かしら牽制をかけないのかなというふう感じた。

→（事務局）営利を主目的とするイベントで出店する方については、基本的に営業許可が必要だと考えているので、そこで必要な規制や指導をするということで考えている。

→（委員長）出店日数については整理をさせていただきたい。また、イベントの届出の周知というものをしっかりとしていきたいと考えている。

（委員）

・この要領改正を受け、公的機関や市町村主催の場合だけではなく、本当に今言った町内会等も、保健所で取り扱ってもらえるのか。また、その際に主催側が保健所にいろいろと指導してもらいたいとなってくると思うがどこまで保健所は指導してくれるのか。食品衛生協会では子供食堂から依頼され講習会を行っているが、現在コロナ禍のため、実際の活動はできていないという話を聞く。今は食品衛生協会に依頼が来ているがコロナ禍が落ち着いた際に保健所へ講習会の依頼も多くなってくるかと思う。そのような指導は徹底されていくのかというところが気になっている。

・もう1点は資料1の2ページ目出店者の出店日数について、①、②、③とあり、出店が年間8日であるとか、出店する行事が年間4行事以内とあるが、8日と4日というのはどういった場合を想定しているのか、要領の例ではわかりづらいため、わかれば教えてほしい。

→（事務局）まず、公的機関以外の主催するようなイベントも対象に出店を対象とするかということについては公的機関に限らず、イベントの趣旨が要領に合うものであれば、臨時出店として取り扱うことにする予定である。指導をしてもらいたい方に対し、保健所がどこまで指導するかということについてはスケジュールの都合等あると思うが、要望が来ることは保健所にとっても、いろいろな指導をするチャンスだと思うので可能な限り積極的に講習会等の依頼があれば対応をするということになる。日数について、8日以内というのは出店の方が年間で出店できる日数である。地域のイベントが、年に1回ではなくて何回もあるような、例えば自治会の春のイベント、秋のイベントを行う場合に、春秋両方に何日間か出店した際、その合計が8日以内になるようにということ。

（委員）

・デパートの催事は許可を取って、営利目的になるのか。要は、デパートやスーパーマーケットは、いわゆる催事という言葉を使っているので、おそらく催事となった際には許可の対象でよいのか。

→（事務局）そうである。食品の提供による営利を主目的としていることだと思う。

（委員）

・例えば県内の何カ所かで同じような催事があり、同じ主催者が入った際には、年間8日以内まではこの届出でよく、8日を超えた場合については反復継続であり、営利目的とするという考え方になり、許可の対象なるという考え方でよいか。

→（事務局）そのように考えている。

（委員）

・先程、別の委員から出たが近年、自治会等ではコロナの影響から餅つき大会を開催していない。ただし、餅つきやそれに伴って豚汁を作るとなると、どうしてももち米の浸水等、前日調理が入ってきてしまう。前日調理は行わないというのであれば、前日からイベントカウントになってしまうのかどうかという部分が少しわかりづらいのと、自治会にもよると思うが、住民を把握していて、イベントに来るのは住民だけだから不特定多数ではないという考え方をされるところも一定数ある。その辺のところは少しわかりづらいかと思う。

・自治会行事、確かに年4回ぐらいは花見や夏祭り、餅つき、芋掘り等があるが、食品提供は、コロナが収まってくると復活するかと思うのでわかりやすく情報提供していただきたい。また、私はさいたま市に在住しており、さいたま市には権限移譲されていると思うが、県と市でうまくすり合わせていただけるとありがたいと思う。

→（委員長）先程来から出ているが前日調理を書き分ける必要があるかと思う。

→（委員）前日調理については、講習会では前日調理は『調理』なので、味つけや加熱、物を作るのが調理であり、それらは前日にやっちはいけないと指導している。

ただし、調理工程の中には下処理もあり、カットや洗浄は調理行為ではなく下処理だということを保健所でわかりやすく話してもらえればと思う。保健所の立場で聞いていると、下処理と前日調理は違うと感じる。そういったポイントをすべての保健所の職員の方が理解していただくと説明できるのではないか。ただし、口頭で説明するよりも新要領を見て、わかるようにした方が保健所によって解釈が異なるということがなくなり、平準化が取れるので非常に大事な御意見だと思う。

→（事務局）要領をまた精査し、必要な表現に変更するか検討をしていきたいと思う。

→（委員長）せっかく明確にするために要領を作っているのだから、できるだけ皆さんが見て一目でわかるような、利用者の方にわかるような要領にしていきたいと考えている。

（委員）

・まず、前日調理については、県の考えの中にターゲットとしているものがあると思う。例えば芽胞性の菌であるウエルシュ菌だとか、そのようなものを想像しているのではないかと思う。それを一般の方に説明してもわかりづらいため、例えば食材や調理内容をこういうものについては前日調理を控えましょう、というような方法で指導するというのが比較的わかりやすいのではないかと個人的には考えている。

・いろいろと意見は出てきたがベストな状態を見つけていくことはなかなか難しいと思う。とりあえずこれだけまとまったものができているので、ベターな状態に改正し、何か支障が出てきたらその都度改正をしていくというのがとてもわかりやすく良いのではないかと思う。まず、一步踏み出したということが非常に評価できるのではないかと思う。

・どのように一般の方に周知、広報していくのかというのが肝になってくると思う。一般の方々、保健所に相談してみようかと考えるようになることが食中毒の予防に繋がっていくのではないかと個人的には思っている。

→（委員長）ぜひ本要領をしっかりと生かしていきたいと私共も考えている。

（委員）

・説明の中でやはり周知がとても大事だと感じた。せっかくこのような要領を作られているので、実際に行っている方々が要領の存在を知らなかったら食中毒の予防のための措置が伝わらないということになる。実効性がとても大事なので周知徹底も進めていただきたいと感じた。

・8日以内という日数に関しても妥当だなと思うが、実際にそのカウントをきちんと行っているか、カウントをしている方々が監視しているわけではないので周知され、守られなければ意味がなくなってしまうなということも感じる。

・内容の細かい点については理解できるが、我が家の近所でも、先週餅つき大会があり3年ぶりに再開した。1度餅つき大会でサルモネラが問題となった食中毒事案があったかと思うが、そういった事案を見ると3年ぶりに杵と臼を出してきて本当にきちんと消毒できている

か、どうしても心配になる。また、カレーであれば前日調理して温め直した時にウェルシュ菌は大丈夫だろうかとか、それぞれ出すものによって注意点があると思うが、餅つきをやる際には、こういう点に注意しましょうというチラシみたいなものも併せて出している自治体もあったかと思うので、わかりやすく示していただくといいかと思う。また、本要領では衛生的にきちんと行うことについて具体性があまりないと感じるが、食材に応じた危害の観点というところから簡単なチラシでも作っていただいて、周知を一緒にしていただくと、より食中毒防止という意味では実効性が高まるのかなというふうに思った。

・全体的にはこのようにルールを作ることはとてもいいことだと思っており、日程等様々な実効性も踏まえ、見直すことはとても素晴らしいと思っている。

→ (委員長) 貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。衛生管理のルール等、なかなか皆さんにおわかりにならないところを上手く指導していけたらと思う。

(委員)

・今まで議論されておりました内容について、そのとおりだと私も思う。少し趣旨が違うが、現実に埼玉県でここ数年間、臨時出店において食中毒は発生しているのか。私はあまりこういう出店で食中毒は起こらないのかと思っているが現実的にあるか。

→ (事務局) ここ数年で埼玉県では少なくとも食中毒事件は発生していないが、全国的に見れば、有名な冷やしきゅうりの事件だとかは同じような形態の出店だったかと思う。

→ (委員) わかりました。いずれにしても、今回要領を改正することはよろしいかと思うし、これまでより非常にわかりやすくなっている。先程、別の委員がおっしゃったように運用していて問題があったら、また改善していくということでよろしいのかと思う。

→ (委員長) 臨時出店や祭りなどだと、対象者の方が非常に多いため、ぜひ事故が起こらないように本要領を活用して、しっかりやっていきたいと思う。

(副委員長)

・いろいろな御意見をいただき、具体的に示すべきだとか周知を進めていかなければならないなと思っている。御意見いただいた中で、不特定多数ではないような場合はどうかという話があったが、自治体によっては回覧版等で番号が回ってきて、その数持ってきてくれればいいですということもあるので、そういった場合には、不特定多数という点まで考えなくていいのかなと思うが、やはり連絡が取れるようにしたほうがいいと考えている。

・臨時出店における食中毒事例はほとんどないと思っており、通常は営業者が毎日営業する中で、営利のために数をこなしていかなければいけない。そうするとやはり、集中力がなくなり、毎日同じことをやっても、何らかのいつもと違う現象が起こることもある。



臨時出店の場合、年に数回の期間に客が集中するため、何事もないように頑張ろうと思い、実行していくので、前日調理という問題はあるが、なるべくリスクがないように準備しているという考えを持っている方が多く、事故が非常に少なくなっているのかと思う。

・営業期間が8日に延びたという点で、すぐ何か起こるとは考えてはおらず、今回全国調査によって線引きができてよかったと思っている。助言いただいたことを改正を進める上で参考にさせていただきたい。

(委員長)

皆様からいろいろな角度から御意見をいただき参考になる。皆様の意見を反映させて、要領をしっかりと作っていききたい。

(2) その他報告事項

・鳥インフルエンザの発生状況について

【事務局説明（畜産安全課）】

○高病原性鳥インフルエンザについて

・主に高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザがあるが、今年大流行しているのは、高病原性鳥インフルエンザである。

・家禽に高病原性鳥インフルエンザウイルスが感染すると今年の場合には特に死亡羽数が多いという特徴がある。海外ではこのインフルエンザに感染した鶏も、飛沫等を吸い込んだ場合には感染があると報告されているが、現在日本ではそのような確認はされていない。

・日本においては発生した農場の鳥の鶏肉、鶏卵は基本的にすべて殺処分という対応がとられているので市場に流通することはない。万が一、感染した鶏卵や鶏肉を食べたとしても、インフルエンザウイルスは酸や熱には弱いため、加熱処理や胃酸で死滅すると考えられている。これまで国内で鶏卵や鶏肉を食べた鳥インフルエンザ感染した例は確認されていないので御安心いただければと思う。

○今年の発生状況について

・資料2赤いところが発生があった道県である。資料のデータは1月3日時点で家禽が25道県、70事例、82農場であるが、今日現在で、25道県、76事例となっており、2週間程度のに6事例、発生しているという状況である。

○今年の高病原性鳥インフルエンザの特徴

・例年よりも野鳥で感染が確認された時期が非常に早いという特徴がある。また、家禽での発生が過去最速となっており、今までで一番発生が多かった令和2年度については、52事例の発生であったが8か月間かかっている。本年においては1月3日時点で70事例確認されている。令和2年の半分の期間（約4か月間）でここまで発生している。

- ・非常に大規模の農場での発生が多いという特徴があり、青森県、新潟県、茨城県では2件、100万規模農場で発生している。例年であればどちらかという中小での発生が多いという傾向であったが、今年に限っては、非常に大規模農場での発生が多い。
- ・1月30日時点の殺処分数は1235万羽となっている。本日、直近の数字だとすでに1478万羽となり、日本で飼養されている鳥の約5%程度が殺処分されているという状況である。

#### ○埼玉県内での発生状況

- ・農場発生の高病原性鳥インフルエンザについては、令和3年度に美里町の1万5000羽程度の農場で発生があった。本年は12月17日に深谷市の県内では非常に大きい農場で19万443羽の殺処分があった。また12月30日に狭山市で11万6633羽の発生があった。
- ・1月29日には行田市でアヒル、アイガモ（家畜伝染病予防法の分類だとアヒル）での発生があった。さらに2月1日には日高市の農場で発生があった。
- ・発生があった場合には、基本的に家畜伝染病予防法に基づいた防疫措置が必要となるが、そこで飼われている全ての家禽について殺処分を行い、汚染物品等の封じ込め等の作業、農場の消毒作業を行うことになる。防疫措置は全ての事例で概ね1週間かからず対応している。
- ・また、高病原性鳥インフルエンザが発生すると周辺農場は移動制限等を行っていく必要があり、深谷市、狭山市の事例については既に移動制限も解除している。行田市、日高市についても周辺の検査等をする必要があるが、制限解除に向けた検査等を随時行っているという状況である。
- ・今年は全国的に発生が非常に多いという状況がある。正確な理由はわからないが、農林水産省は例年よりも環境中の鳥インフルエンザウイルスの濃度が高いのではないかというような見解を示している。世界的に見ても、鳥インフルエンザは非常に大流行している状況である。県としてはこれ以上の発生がないように、県内の養鶏農家等への指導、周辺衛生管理の徹底を再度お願いしていきたいと思う。

#### （委員）

- ・埼玉県畜産会では養鶏協会の団体も持っており、養鶏農家の近況についてお話しさせていただきたい。今、畜産安全課からも話があったが、1400万羽の発生があったということで、埼玉県全体で約400万羽飼養されているので、その何倍もの鳥が全国で殺処分されている。ウインドレスと言う、外から見ると窓のない、かなりレベルの高い衛生対策をしている大規模農場、企業で鳥インフルエンザが発生している。
- ・農場も人や車を消毒したり、従事者は鶏舎ごとに服を着替えたりだとか野鳥の防鳥ネットを買うとか、ネズミ対策を行っている。県の立ち入り指導も当然、毎年受けており、対応しているが、なかなか侵入が防止できない。これらの対策をしても、ウイルスを侵入防止するというのがどれだけ難しいかということはわかっていただけるかと思う。養鶏農家等も懸命な努力をしているけれども、このように広がっており、かなり疲弊している。

・県や国も家畜伝染病予防を通じて処分した鳥については、全額補償されるなどの対応もしているが大規模農場で発生すると一度全部きれいにして再開するまでに数か月位かかる。その間に雇用している人に対する給料の支払い等、経営についての不安も聞こえてくる。2年前も発生し、今年はもっと増えているということで、来年以降もっと多く発生するのではないかという見方もあり、ワクチンの検討など国に対して意見をしているところである。養鶏農家も座して見ているわけではなく、努力しているということが伝わればということで発言させていただいた。

→ (委員長) ありがとうございます。本日の日経新聞の埼玉版で養鶏協会の会長が、コメントを出して記事になっていた。本当にどれだけ苦労されているかということを中心に心配しており、知事も鶏肉と卵は安全・安心だから消費者の皆さんにできるだけ買い控えをせず、消費していただければと常に言っており、私たちがぜひ皆様にはお願いをしたい。

(委員)

・先程、発言された委員の大変わかりやすい説明ありがとうございました。農家の方々が努力をされてきた結果、卵は価格の優等生と言われてきたが、鳥インフルエンザが発生することで、卵の値段がとても上昇しており、こういった有事が起こると、改めてその食の安全について、危機管理を改めて認識しなければいけないなということをお聞かせいただいた。

・同時に、食の安全、人へのリスクを排除するために、行政の皆さんが、正月にもかかわらず、令和5年1月3日に1920人の方が県民のために働いてくださっているということをお聞かせいただき、改めて認識させていただきました。こういった状況を広く県民の方に周知することが行政として努力していく必要があるのではないかなと思う。良いことは発信していただきたいと感じながら聞かせていただいた。

→ (委員長) 御発言ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりだと思います。

鶏肉、鶏卵が安全だということと、また同時に県も食の安全・安心のために努めているところも含め、PRできるとよりよいと感じた。

(委員)

・消費者の立場から、やはり鳥インフルエンザの影響で鶏肉、鶏卵がスーパーからかなり少なくなっており、欠品しているところもあるという状況を最近見かけるようになっている。鶏卵は国産だが、飼料は輸入されているものが多く、養鶏だけではなく、養豚、酪農も農家の方々は非常に困っていると思う。今、価格の優等生という発言もあったが、やはり適正価格で流通するのを消費者として買い支えていければと常々思っている。安全性についてなど行政あるいは流通側から発信していただくと消費者としても買いやすくなると思っている。

→ (委員長) 飼料の話をお聞かせいただき、鶏は鳥インフルエンザとのダブルパンチで、他の養豚なども飼料が高騰しており、非常に苦労しているがそれがなかなか価格転

嫁に繋がらないところが畜産物の難しいところである。流通の方でも、いろいろしていただくとありがたいと思う。

→（委員）4月からまた値上がりするという話があり、確かに仕入先業者でもできる範囲の努力はしつつ、どうしても価格転嫁せざるをえない現状である。実際に値上がりし、少し前には円安の話もあり、それら含め価格転嫁をしていこうという流れ自体は、少しずつ出ているのが現状である。ただ、一担当者レベルで考えると、やはり高いと売れないと思うところがあり、頑張りすぎて価格がなかなか上がっていかない状況もある。会社として課題となっているが、逆に少し高くなっても買ってくださいとしか言えない。

→（委員長）消費者に御理解いただくことは非常に大事だなと思い、そういったところを県でも意識して、PRする必要があると感じるところである。

（委員）

・資料の中で、鶏卵・鶏肉安全だという情報発信がされており、きちんと伝わっていると思う。これだけ価格の方が問題になり、関心が向かっているので安全だということは伝わっているかと思う。それでもこれだけ鳥インフルエンザウイルスが増えるとなると消費者によっては混乱し、安全性に関して誤解する方もいるかもしれないので、引き続き情報発信をお願いできればと思う。

→（委員長）そのとおりだと思うので、こちらも努めていきたいと思う。

（2）その他報告事項

・食品表示について

【事務局説明（農産物安全課）】

・アサリの産地偽装については、昨年から報道されているため、よく知っている方もいるかと思う。簡単に言うと熊本県産のアサリが、令和2年度調査で漁獲量が21トンであったのに、3000トン以上販売されていることがわかり、社会的に問題になっていた。資料3の1については先週起こり、熊本県産アサリの表示を偽装して販売した食品表示法違反ということで福岡県警が書類送検した。令和4年度中、何度も同様の報道があった。

・昨年12月北朝鮮産のシジミを国内産と偽り、販売したということがあった。本件は誤認惹起の疑いがあり、不正競争防止法違反の疑いとなった。また、国連安保理決議にも反しているという報道があった。どちらも食品表示の偽装だが、適用された法律が違う。

・この2つの法律の違いは、まず規制の対象であり、食品表示法については食品が対象で不正競争防止法については、規制対象があらゆる製品、サービスに及んでいる。また、指導等の権限が不正競争防止法は経済産業省である。食品表示法は、国であれば農林水産省や消費者庁であり、県や権限移譲された市町村でも指導権限を持っている。違反した場合の罰則は食品表示法よりも不正競争防止法の方が重くなっている。

・どうして適用された法律が違うかというのは正直なところわからないが、国で何かしらの判断があったのではないのかと思う。

・埼玉県でも食品表示の監視指導により、その適正性の確保ということに努力しておるところではあるが、食品表示法の所管課が分かれている。

(1) 衛生事項（アレルギー、消費期限等）は、食品安全課（2）品質表示（原材料、原産地等）は農産物安全課、（3）保健事項（カロリー、塩分等）は、健康長寿課が所管している。

・農産物安全課で行っている具体的な食品表示関連業務は、どのような原産地表示が適正か等の相談や原産地表示がないという通報があれば調査に行き指導をしている。

・県民の方 100 名に食品表示の調査員になっていただき、スーパーなどの食品表示状況の調査や食品事業者或いは県民の方に県政出前講座等、研修会を行い、食品の原料原産地表示が適正なものであるように、また適正であり続けるように努力している。

・食品表示というものは、消費者の食品の選択の機会の確保に重要な役割を果たしている。適正性を確保することで食品の生産や流通、振興に寄与することになる。県農産物安全課としては、今後とも食品表示の監視指導により、その適正性の確保を徹底して参りたいと思う。

（委員）

・説明の中でお話していた、今回のような不正競争防止法で対応する事例は今まであるのか。

→（事務局）正直なところ今までほとんど見たことがない。

（委員）

・食品表示は消費者が選択するためにも必要で、そこで誤った表示をされると選択できないという問題があるため、常々食品表示はきちんとしていただきたいと思っている。飲食店等でも、こちらが優良誤認しそうなぐらい、三元豚とわざわざ書いてあったりするが、豚はほとんど三元豚だと思う。スーパーでも、飲食店でもあるため、間違っていないが表示として適正にできないものかと気になっている。

→（委員長）表示はなかなか難しい。食品の安全安心のための表示以外にも、放任されがちなものがあり、今のところは取り締まることが難しいかもしれないが、そういったことも見ていく必要があるかと感じる。

（委員）

・不正競争防止法は埼玉県ではあまり事例がないかもしれないが、数年前に三重県で米の偽装で大手コンビニチェーンの弁当等のごはんが国産と表示されていたが実は、外国産だったということがあった。かなり大きな不正だったため、立ち入りが行われているが不正競争防止法、食品表示法、景品表示法、いろいろな法律で取り締まられたかと思う。

・原産国の偽装は食品表示法だけではなく、景品表示法、トレーサビリティ法でも取り締まることができ、本当に悪質なものを不正競争防止法で取り締まると思っている。不正競争防止法で取り締まるというのはよほどひどい話だと思っており、今回のアサリの偽装は、まさ

にその消費者をだます、ひどい偽装が長い期間行われていたのかということが私はショックだった。昨年、農林水産省が熊本県産アサリの偽装の話を発表し、大きな事件になったため、もう起こらないだろうと思っていてもいまだに起きていることが偽装表示の根の深さを感じる。

・おそらく、今スーパーに行くと、熊本県産のアサリはほとんど見るのがなくなっており、北海道産のアサリがものすごく価格が高くなっている。私は最近、アサリは冷凍食品ばかりになってしまって食べられなくなったなと思っている。おそらく県内のスーパー等でも、もしかしたら偽装のものがあるかもしれないため端緒情報や通報があれば、集中的に調べていただきたいと思う。

→（農産物安全課）ありがとうございます。通報等ありましたらすぐに調査をして適正に指導して参りたい。

→（委員長）ありがとうございます。情報提供含め、ありがとうございました。

（委員）

・表示の不正表示を見つけたり指導したりはやはり食品安全課の監視業務の徹底ということになると思う。以前の委員会でも説明があったと思うが、県でしっかりと監視指導をやられていると私自身は考えている。表示の問題については監視指導を徹底し、消費者に安全を提供するのが、県の役目であり、その辺は安心して、見させていただいている。

→（委員長）県も監視指導計画も作っており、それに基づいて漏れのないように監視指導していきたいと考えている。

（委員長）

・これで本日、皆様にお示しした、議事はすべて終了ということになる。長時間にわたり、いろいろな議論を行っていただいて、参考になりました。ありがとうございました。私はこれをもちまして座長の座を下ろさせていただきます。